

第5章 重点整備地区の区域、生活関連施設及び生活関連経路

1 重点整備地区の区域

バリアフリー新法は、「高齢者や障害のある方などの移動上及び施設の利用上の利便性、安全性の向上を促進する。」ことを目的としており、重点整備地区は、「生活関連施設（高齢者、障害のある方などが日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設及びその他の施設）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」と規定しています。

伏見地区では、連続的な移動に係る移動等円滑化を促進するために、特に重要な生活関連施設である近鉄伏見駅から徒歩で移動できる施設までの経路の他、他の生活関連施設相互間の移動や生活関連施設内における移動等が安全で円滑にできる環境の整備を目的として、これらの施設ならびに経路を含む区域を重点整備地区として設定し、安全で円滑に徒歩で移動できるような交通環境の整備を目的とした基本構想を策定する必要があります。

(1) 旅客施設及びその周辺に立地する官公庁施設などの生活関連施設の抽出

旅客施設（近鉄伏見駅）周辺の徒歩圏に立地し、多くの高齢者や障害のある方などが、徒歩による移動で利用すると考えられる施設を抽出しました。

表-5 一定の徒歩圏内に立地する生活関連施設

生活関連施設		摘要
特定旅客施設	近鉄伏見駅	・1日の平均利用者数が5,000人以上である旅客施設
特別特定建築物	官公庁施設	伏見税務署
	公益サービス施設	伏見郵便局
	医療施設	京都伏見しみず病院 第一岡本病院
	商業施設	イズミヤ伏見店 ショッピングセンター
その他の施設	住吉児童公園	・市民にとって特に重要な施設 ・高齢者や障害のある方などが多く利用する施設

(2) 重点整備地区の区域の設定

重点整備地区は、前項で抽出した生活関連施設を包括的に含む範囲を重点整備地区としました。具体的な区域については、道路によって明確に境界を定めました。

2 生活関連経路

バリアフリー新法では、旅客施設を含む生活関連施設相互間を結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路を「生活関連経路」と位置付け、この生活関連経路を構成する道路において、道路特定事業と交通安全特定事業を実施するものとしています。また、特定事業の実施に当たっては、可能な限り有効幅員や段差・勾配等の基準を定めた移動等円滑化基準に適合させなければならないこととなっています。

伏見地区の生活関連経路は、近鉄伏見駅と表-5で設定した生活関連施設とを結ぶ重要な経路及び生活関連施設相互を結ぶ経路について、特に重点的にバリアフリー化を図っていくこととし、生活関連経路として次のように設定しました。

表-6 生活関連経路

生活関連 経路①	区 間：伏見駅前交差点 ～ 師団街道交差点 該当する路線：国道 24 号
生活関連 経路②	区 間：国道 24 号交差点 ～ 伏見税務署 該当する路線：主要府道 大津淀線（通称：師団街道）
生活関連 経路③	区 間：国道 24 号交差点 ～ 第一岡本病院 該当する路線：主要府道 大津淀線（通称：京町通）
生活関連 経路④	区 間：国道 24 号交差点 ～ イズミヤ伏見店ショッピングセンター 該当する路線：市道 深草経 177 号線
生活関連 経路⑤	区 間：伏見駅前交差点 ～ 津知橋通 該当する路線：一般府道 伏見停車場線
生活関連 経路⑥	区 間：伏見停車場線 ～ 清水町通 該当する路線：一般府道 伏見停車場線（通称：津知橋通）
生活関連 経路⑦	区 間：津知橋通 ～ 住吉児童公園 該当する路線：市道 清水町通

重点整備地区の区域、生活関連施設及び生活関連経路を図-9に示します。

